

ICクレジットカード・スーパーICカード会員規約等変更のお知らせ

平成 22 年 11 月 14 日(日)より、「三菱東京UFJ-VISA会員規約」「スーパーICカード特別規定」「ICクレジットカード規定」の記載内容について、下記の通り変更がございますのでご案内申し上げます。

1. 改正割賦販売法の施行に伴う変更

【変更対象】

- ・「三菱東京UFJ-VISA会員規約」

【変更内容】

- ・平成 22 年 12 月 17 日(金)に施行される改正割賦販売法への対応に伴い、規定の内容を下表の通り変更します。

「三菱東京UFJ-VISA会員規約」変更点

変更前	変更後
<p>第 6 条(カードの利用可能枠) (1.2.略)</p> <p>3. 前第1、2 項の利用可能枠の与信期間は入会日から 1 年間とします。ただし期間満了日の前日までに当事者の一方から別段の意思表示がない場合にはこの期間はさらに同期間延長するものとし、以後も同様とします。</p> <p>4. 「ショッピング利用可能枠」については、当行はカードの利用状況その他の事情を勘案して増額することができ、また必要と認めた場合はこれを減額することができるものとします。ただし、増額について、会員から希望しないとの申し出があった場合は、この限りではありません。また、「キャッシング利用可能枠」および「キャッシングのリボルビング利用可能枠」については、当行はカードの利用状況その他の事情を勘案して必要と認めた場合はこれを減額できるものとします。</p> <p>5. 会員は、当行が承認した場合を除き、前第1、2 項の利用可能枠を超えてカードを利用してはならないものとします。万一、当行の承認を得ずにこの利用可能枠を超えてカードを利用した場合、この利用可能枠を超えた金額は、一括して直ちにお支払いいただきます。</p> <p>6. 会員が当行の発行するカードを複数所有している場合も、<u>利用可能枠はカードの枚数にかかわらず前第1、2項に定めた金額とします。</u></p>	<p>第 6 条(カードの利用可能枠) (1.2.略)</p> <p>3. 当行は、第 2 項に定める「<u>ショッピングの分割払い可能枠</u>」、「<u>ショッピングのリボルビング可能枠</u>」とは別に「<u>ショッピング利用可能枠</u>」および割賦販売法に定める「<u>包括支払可能見込額</u>」の範囲内で、同法に定める「<u>包括信用購入あつせん</u>」に該当するカード取引(以下「<u>割賦取引</u>」といいます。)の利用可能枠(以下「<u>割賦取引利用可能枠</u>」といいます。)を定めることがあります。会員は、ショッピングに関する 2 回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、リボルビング払い、その他の割賦取引をする場合、未決済合計額が割賦取引利用可能枠を超えてはならないものとします。</p> <p>4. 前第1～3 項に定める「<u>クレジットカード利用可能枠</u>」、「<u>ショッピング利用可能枠</u>」、「<u>ショッピングの分割払い可能枠</u>」、「<u>ショッピングのリボルビング可能枠</u>」、「<u>割賦取引利用可能枠</u>」、「<u>キャッシング利用可能枠</u>」の与信期間は入会日から 1 年間とします。ただし期間満了日の前日までに当事者の一方から別段の意思表示がない場合にはこの期間はさらに同期間延長するものとし、以後も同様とします。(旧第 3 項繰り下げ)</p> <p>5. 「<u>クレジットカード利用可能枠</u>」、「<u>ショッピング利用可能枠</u>」、「<u>ショッピングの分割払い可能枠</u>」、「<u>ショッピングのリボルビング可能枠</u>」、「<u>割賦取引利用可能枠</u>」については、当行はカードの利用状況その他の事情を勘案して増額することができ、また必要と認めた場合はこれを減額することができるものとします。ただし、増額について、会員から希望しないとの申し出があった場合は、この限りではありません。また、「<u>キャッシング利用可能枠</u>」および「<u>キャッシングのリボルビング利用可能枠</u>」については、当行はカードの利用状況その他の事情を勘案して必要と認めた場合はこれを減額できるものとします。(旧第 4 項繰り下げ)</p> <p>6. 「<u>割賦取引利用可能枠</u>」については、当行は法令等に定められた手続にしたがい、増額または減額できるものとします。</p> <p>7. 会員は、当行が承認した場合を除き、前第1～3 項の「<u>クレジットカード利用可能枠</u>」、「<u>ショッピング利用可能枠</u>」、「<u>ショッピングの分割払い可能枠</u>」、「<u>ショッピングのリボルビング可能枠</u>」、「<u>割賦取引利用可能枠</u>」、「<u>キャッシング利用可能枠</u>」のいずれかを<u>超えてカードを利用してはならないものとします。万一、当行の承認を得ずにこれらいずれかの利用可能枠を超えてカードを利用した場合、その利用可能枠を超えた金額は、当行からの請求により一括して直ちにお支払いいただきます。</u>(旧第 5 項繰り下げ)</p> <p>8. 会員が当行の発行するカードを複数所有している場合も、「<u>クレジットカード利用可能枠</u>」、「<u>ショッピング利用可能枠</u>」、「<u>ショッピングの分割払い可能枠</u>」、「<u>ショッピングのリボルビング可能枠</u>」、「<u>割賦取引利用可能枠</u>」、「<u>キャッシング利用可能枠</u>」はカードの枚数にかかわらず前第1～3項に定めた金額とします。(旧第 6 項繰り下げ)</p>

2. 規定内容の明確化による変更

【変更対象】

- ・「三菱東京UFJ-VISA会員規約」
- ・「スーパーICカード特別規定」
- ・「ICクレジットカード規定」

【変更点】

- ・支払い遅延時の支払預金口座の取引停止、悪用被害回避のための利用制限等に関する規定の明確化を目的に、規定の内容を下表の通り変更します。

「三菱東京UFJ-VISA会員規約」変更点

変更前	変更後
<p>第1条(会員)</p> <p>(1.略)</p> <p>2. 本人会員とは、株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「当行」といいます。)および三菱UFJニコスが運営するクレジットカード取引システムに入会を申し込み、当行および三菱UFJニコスが入会を認めた方をいいます。</p> <p>(3.略)</p>	<p>第1条(会員)</p> <p>(1.略)</p> <p>2. 本人会員とは、<u>日本国内にお住まいの個人の方</u>で、株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「当行」といいます。)および三菱UFJニコスが運営するクレジットカード取引システムに入会を申し込み、当行および三菱UFJニコスが入会を認めた方をいいます。</p> <p>(3.略)</p>
<p>第7条(代金決済の方法)</p> <p>(1.~5.略)</p>	<p>第7条(代金決済の方法)</p> <p>(1.~5.略)</p> <p>6. <u>当行は、会員が支払金の支払いを遅延した場合、次の各号に定める場合には、当該各号に掲げる範囲内において、支払預金口座からの預金支払い等の取引を停止する場合があります。</u></p> <p>① <u>会員が支払金の支払いを遅延した場合 当該支払金</u></p> <p>② <u>会員が第13条第1項各号または第2項各号に該当する場合 期限の利益の喪失により請求できる金額。</u></p>
<p>第26条(ショッピングの利用方法)</p> <p>(1.~5.略)</p> <p>6. 当行は、悪用被害を回避するため当行が必要と認めた場合、加盟店に対し会員のカード利用時に本人確認の調査を依頼することがあり、この際は会員はこの調査に協力するものとします。また当行は、会員のカード利用内容について会員に照会させていただくことがあります。</p> <p>(7.8.略)</p>	<p>第26条(ショッピングの利用方法)</p> <p>(1.~5.略)</p> <p>6. 当行は、悪用被害を回避するため当行が必要と認めた場合、<u>利用を制限もしくはお断りさせていただく場合があります。また、加盟店に対し会員のカード利用時に本人確認の調査を依頼することがあり、この際は会員はこの調査に協力するものとします。また当行は、会員のカード利用内容について会員に照会させていただくことがあります。</u></p> <p>(7.8.略)</p>

「スーパーICカード特別規定」変更点

変更前	変更後
<p>第1条(スーパーICカード特別規定)</p> <p>((1)(2)略)</p> <p>(3) 本件カードのお申し込みは、個人の方のみとします。また、お申し込みは、当行からお届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。</p>	<p>第1条(スーパーICカード特別規定)</p> <p>((1)(2)略)</p> <p>(3) 本件カードのお申し込みは、<u>日本国内にお住まいの個人の方のみ</u>とします。また、お申し込みは、当行からお届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。</p>
<p>第2条(本件カードの貸与・回収について)</p> <p>(1) 本件カードの所有権は、当行に帰属します。</p> <p>利用者(三菱東京UFJ-VISA会員規約第1条に定める本人会員に対して発行するカードについては本人会員のことを、同条に定める家族会員に対して発行するカードについては家族会員のことを指します。以下同じ。)へは当行の承認のもとに貸与するものとし、利用者は善良なる管理者の注意をもって本件カードを利用・管理するものとします。</p> <p>((2)略)</p> <p>(3) 本人がICキャッシュカード規定第10条または身体認証規定第10条に基づいて代理人を届け出た場合であっても、代理人は当行から本人に貸与されたカードを使用してクレジットカードサービスを利用することはできません。</p> <p>((4)略)</p>	<p>第2条(本件カードの貸与・回収について)</p> <p>(1) 本件カードの所有権は、当行に帰属します。</p> <p>利用者(三菱東京UFJ-VISA会員規約第1条に定める本人会員に対して発行する本件カードについては本人会員のことを、同条に定める家族会員に対して発行する本件カードについては家族会員のことを指します。以下同じ。)へは当行の承認のもとに貸与するものとし、利用者は善良なる管理者の注意をもって本件カードを利用・管理するものとします。</p> <p>((2)略)</p> <p>(3) 本人がICキャッシュカード規定第10条または身体認証規定第10条に基づいて代理人を届け出た場合であっても、代理人は当行から本人に貸与された<u>本件カード</u>を使用してクレジットカードサービスを利用することはできません。</p> <p>((4)略)</p>

<p>第5条(本件カードの記載事項・有効期限)</p> <p>(1) (本文は不変)</p> <p>①～③略</p> <p>④カードの有効期限</p> <p>(2)略</p> <p>(3) 第1項の④のカード有効期限は、本件カードについてのクレジットカードサービスとキャッシュカードサービスに共通の有効期限です。当該有効期限経過後は、当該カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスのご利用はできなくなります。</p> <p>(4)略</p>	<p>第5条(本件カードの記載事項・有効期限)</p> <p>(1) (本文は不変)</p> <p>①～③略</p> <p>④有効期限</p> <p>(2)略</p> <p>(3) 第1項の④の有効期限は、本件カードについてのクレジットカードサービスとキャッシュカードサービスに共通の有効期限です。当該有効期限経過後は、当該カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスのご利用はできなくなります。</p> <p>(4)略</p>
<p>第6条(有効期限更新時の取り扱い)</p> <p>((1)(2)略)</p> <p>(3) 前項の場合において、特に契約者本人の届出がなくとも、当行は必要に応じて当行所定のカードを発行し、届出住所宛に送付することができるものとします。この場合は、キャッシュカードサービス用暗証番号は、そのまま継続するものとします。</p>	<p>第6条(本件カードの有効期限更新時の取り扱い)</p> <p>((1)(2)略)</p> <p>(3) 前項の場合において、特に契約者本人の届出がなくとも、当行は必要に応じて当行所定の本件カードを発行し、届出住所宛に送付することができるものとします。この場合は、キャッシュカードサービス用暗証番号は、そのまま継続するものとします。</p>
<p>第7条(カードの盗難・紛失)</p> <p>(1) 契約者は、本件カードを紛失、盗取された場合、カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、ICキャッシュカード規定および会員規約の定めるところにしたがって直ちに当行に連絡を行なうものとします。</p> <p>(2) 前項の連絡の後、契約者は遅滞なく所定の書面による届出を行うものとします。この届出は当行の所定の窓口(原則として支払預金口座のある口座店になります。)で受付けるものとします。また、この届出の前に生じた損害については、<u>別に</u>定める場合を除き当行は責任を負いません。</p> <p>(3) 第1項の連絡を受けた場合は、当行は当該連絡内容の確認など所定の手続にしたがって、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を一時停止します。当行のシステムが休止している間に連絡を受付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本件カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における契約者の誤りなどでカードが使用できないことが生じても、当行は責任を負いません。</p>	<p>第7条(本件カードの盗難・紛失)</p> <p>(1) 契約者は、本件カードを紛失、盗取された場合、本件カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、ICキャッシュカード規定および会員規約の定めるところにしたがって直ちに当行に連絡を行なうものとします。</p> <p>(2) 前項の連絡の後、契約者は遅滞なく所定の書面による届出を行うものとします。この届出は当行の所定の窓口(原則として支払預金口座のある口座店になります。)で受付けるものとします。また、この届出の前に生じた損害については、<u>本規定・ICキャッシュカード規定および三菱東京UFJ-VISA会員規約</u>に定める場合を除き当行は責任を負いません。</p> <p>(3) 第1項の連絡を受けた場合は、当行は当該連絡内容の確認など所定の手続にしたがって、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を一時停止します。当行のシステムが休止している間に連絡を受付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本件カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における契約者の誤りなどで本件カードが使用できないことが生じても、当行は責任を負いません。</p>
<p>第7条の2(キャッシング不正利用時の補償等)</p> <p>((1)略)</p> <p>(2) 本条項は、当行および提携先の現金自動支払機におけるカードおよび届出の暗証番号を操作する方法によるキャッシングを対象とし、その他の方法によるキャッシングには適用されません。</p> <p>(3) 偽造または変造カードによるキャッシングについては、契約者の故意による場合、または当該キャッシングについて当行が善意かつ無過失であって、契約者に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、捜査機関への通知状況等について、当行の調査に協力するものとします。</p> <p>(4) カードを盗取され、当該カードによりなされた不正なキャッシングについては、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当行に対して当該キャッシングの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)の補てんを請求することができます。</p> <p>①カードの盗難に気づいてからすみやかに当行への通知が行われていること。</p> <p>(2)③略</p> <p>((5)(6)略)</p> <p>(7)(本文は不変)</p> <p>①略</p> <p>②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随してカードが盗取された場合。</p>	<p>第7条の2(キャッシング不正利用時の補償等)</p> <p>((1)略)</p> <p>(2) 本条項は、当行および提携先の現金自動支払機における本件カードおよび届出の暗証番号を操作する方法によるキャッシングを対象とし、その他の方法によるキャッシングには適用されません。</p> <p>(3) 偽造または変造カードによるキャッシングについては、契約者の故意による場合、または当該キャッシングについて当行が善意かつ無過失であって、契約者に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、<u>本件カード</u>および暗証番号の管理状況、被害状況、捜査機関への通知状況等について、当行の調査に協力するものとします。</p> <p>(4) 本件カードを盗取され、当該カードによりなされた不正なキャッシングについては、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当行に対して当該キャッシングの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)の補てんを請求することができます。</p> <p>①本件カードの盗難に気づいてからすみやかに当行への通知が行われていること。</p> <p>(2)③略</p> <p>((5)(6)略)</p> <p>(7)(本文は不変)</p> <p>①略</p> <p>②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随して本件カードが盗取された場合。</p>

<p>第8条(本件カードの使用不能)</p> <p>(1) 万が一本件カードについてカードの使用不能が生じた場合には、当行の所定の窓口(原則として支払預金口座のある口座店になります。)にご照会ください。</p> <p>(2) 本件カードの使用不能に伴って本件カードの再発行が必要な場合には、契約者は当行の所定の窓口(原則として支払預金口座のある口座店になります。)で所定の手続を行うものとします。</p>	<p>第8条(本件カードの使用不能)</p> <p>(1) 万が一本件カードについて使用不能が生じた場合には、当行の所定の窓口(原則として支払預金口座のある口座店になります。)にご照会ください。</p> <p>(2) 本件カードの使用不能に伴ってカード再発行が必要な場合には、契約者は当行の所定の窓口(原則として支払預金口座のある口座店になります。)で所定の手続を行うものとします。</p>
<p>第9条(届出事項の変更について)</p> <p>(1) 住所、氏名、電話番号、勤務先など本件カードについての届出事項に変更があった場合には、契約者はすみやかに当行所定の窓口(原則として支払預金口座のある口座店になります。)に所定の書面により届出するものとします。</p> <p>この所定の書面による届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 氏名に変更があった場合および支払預金口座を当行の他の普通預金口座に変更する場合には、必ずカードを作成し直す必要がありますので、本件カードを当行に返却していただくか、本件カードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ破棄してください。</p> <p>((3)略)</p>	<p>第9条(届出事項の変更について)</p> <p>(1) 住所、氏名、電話番号、勤務先など本件カードについての届出事項に変更があった場合には、契約者はすみやかに当行所定の窓口(原則として支払預金口座のある口座店になります。)に所定の書面により届け出るものとします。</p> <p>この所定の書面による届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 氏名に変更があった場合および支払預金口座を当行の他の普通預金口座に変更する場合には、必ず本件カードを作成し直す必要がありますので、本件カードを当行に返却していただくか、本件カードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ破棄してください。</p> <p>((3)略)</p>
<p>第10条(本件カードのカード種類の変更など)</p> <p>((1)略)</p> <p>(2) 本件カード種類の変更については、当行が別途認めた場合を除き、本件カードを解約してあらためてご希望の本件カードをお申し込みください。</p>	<p>第10条(カード種類の変更など)</p> <p>((1)略)</p> <p>(2) カード種類の変更については、当行が別途認めた場合を除き、本件カードを解約してあらためてご希望のカードをお申し込みください。</p>
<p>第17条(規定の改定)</p> <p>本規定の変更について、当行から変更内容を通知した後または新規定を送付した後にカードを利用したときは、利用者が変更事項または新規定を承認したものとみなします。</p>	<p>第17条(規定の改定)</p> <p>本規定の変更について、当行から変更内容を通知した後または新規定を送付した後に本件カードを利用したときは、利用者が変更事項または新規定を承認したものとみなします。</p>

「ICクレジットカード規定」変更点

変更前	変更後
<p>第1条(ICクレジットカード規定)</p> <p>(1) 本規定は、ICクレジットカード「<u>三菱東京UFJ-VISAゴールド</u>」およびICクレジットカード「<u>三菱東京UFJ-VISA</u>」(以下これらを「本件カード」といいます。)におけるカードの利用方法および取扱内容につき定めるものです。</p> <p>((2)(3)略)</p> <p>(4) 本件カードのお申し込みは、個人の方のみとします。また、お申し込みは、当行からお届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。</p> <p>((5)略)</p>	<p>第1条(ICクレジットカード規定)</p> <p>(1) 本規定は、ICクレジットカード(以下「本件カード」といいます。)におけるカードの利用方法および取扱内容につき定めるものです。</p> <p>((2)(3)略)</p> <p>(4) 本件カードのお申し込みは、<u>日本国内にお住まいの個人の方</u>のみとします。また、お申し込みは、当行からお届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。</p> <p>((5)略)</p>
<p>第2条(本件カードの貸与・回収について)</p> <p>(1) 本件カードの所有権は、当行に帰属します。</p> <p>利用者(三菱東京UFJ-VISA会員規約第1条に定める本人会員に対して発行するカードについては本人会員のことを、同条に定める家族会員に対して発行するカードについては家族会員のことを指します。以下同じ。)へは当行の承認のもとに貸与するものとし、利用者は善良なる管理者の注意をもって本件カードを利用・管理するものとします。</p> <p>((2)(3)略)</p>	<p>第2条(本件カードの貸与・回収について)</p> <p>(1) 本件カードの所有権は、当行に帰属します。</p> <p>利用者(三菱東京UFJ-VISA会員規約第1条に定める本人会員に対して発行する本件カードについては本人会員のことを、同条に定める家族会員に対して発行する本件カードについては家族会員のことを指します。以下同じ。)へは当行の承認のもとに貸与するものとし、利用者は善良なる管理者の注意をもって本件カードを利用・管理するものとします。</p> <p>((2)(3)略)</p>
<p>第3条(本件カードの審査)</p> <p>((1)略)</p> <p>(2) 会員規約に定める会員資格の審査の結果、資格を満たさない場合、カードの発行は行いません。</p> <p>((3)略)</p>	<p>第3条(本件カードの審査)</p> <p>((1)略)</p> <p>(2) 会員規約に定める会員資格の審査の結果、資格を満たさない場合、<u>本件カードの発行は行いません</u>。</p> <p>((3)略)</p>

<p>第5条(本件カードの記載事項・有効期限)</p> <p>(1) (本文は不変)</p> <p>①②略</p> <p>③<u>カードの有効期限</u></p> <p>(2)略</p> <p>(3) 第1項の③の<u>カード有効期限</u>は、本件カードのクレジットカードサービスの有効期限です。当該有効期限経過後は、当該カードによるクレジットカードサービスのご利用はできなくなります。</p> <p>(4)略</p>	<p>第5条(本件カードの記載事項・有効期限)</p> <p>(1) (本文は不変)</p> <p>①②略</p> <p>③有効期限</p> <p>(2)略</p> <p>(3) 第1項の③の有効期限は、本件カードのクレジットカードサービスの有効期限です。当該有効期限経過後は、当該カードによるクレジットカードサービスのご利用はできなくなります。</p> <p>(4)略</p>
<p>第6条(有効期限更新時の取り扱い)</p> <p>((1)(2)略)</p>	<p>第6条(<u>本件カードの有効期限更新時の取り扱い</u>)</p> <p>((1)(2)略)</p>
<p>第7条(カードの盗難・紛失)</p> <p>(1) 契約者は、本件カードを紛失、盗取された場合、カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、会員規約の定めるところにしたがって直ちに当行または当行所定の連絡先に連絡を行なうものとします。</p> <p>(2) 前項の連絡の後、契約者は遅滞なく所定の書面による届出を行うものとします。この届出は当行の所定の窓口(原則として支払預金口座のある口座店になります。)で受付けるものとします。また、この届出の前に生じた損害については、<u>別に定める場合を除き</u>当行は責任を負いません。</p> <p>(3) 第1項の連絡を受けた場合は、当行は当該連絡内容の確認など所定の手続にしたがって、クレジットカードサービスの利用を一時停止します。当行のシステムが休止している間に連絡を受けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本件カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における契約者の誤りなどでカードが使用できないことが生じても、当行は責任を負いません。</p> <p>((4)(5)略)</p>	<p>第7条(<u>本件カードの盗難・紛失</u>)</p> <p>(1) 契約者は、本件カードを紛失、盗取された場合、<u>本件カード</u>が偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、会員規約の定めるところにしたがって直ちに当行または当行所定の連絡先に連絡を行なうものとします。</p> <p>(2) 前項の連絡の後、契約者は遅滞なく所定の書面による届出を行うものとします。この届出は当行の所定の窓口(原則として支払預金口座のある口座店になります。)で受付けるものとします。また、この届出の前に生じた損害については、<u>本規定および三菱東京UFJ-VISA会員規約に定める場合を除き</u>当行は責任を負いません。</p> <p>(3) 第1項の連絡を受けた場合は、当行は当該連絡内容の確認など所定の手続にしたがって、クレジットカードサービスの利用を一時停止します。当行のシステムが休止している間に連絡を受けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本件カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における契約者の誤りなどで本件カードが使用できないことが生じても、当行は責任を負いません。</p> <p>((4)(5)略)</p>
<p>第7条の2(キャッシング不正利用時の補償等)</p> <p>((1)略)</p> <p>(2) 本条項は、当行および提携先の現金自動支払機におけるカードおよび届出の暗証番号を操作する方法によるキャッシングを対象とし、その他の方法によるキャッシングには適用されません。</p> <p>(3) 偽造または変造カードによるキャッシングについては、契約者の故意による場合、または当該キャッシングについて当行が善意かつ無過失であって、契約者に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、捜査機関への通知状況等について、当行の調査に協力するものとします。</p> <p>(4) カードを盗取され、当該カードによりなされた不正なキャッシングについては、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当行に対して当該キャッシングの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)の補てんを請求することができます。</p> <p>①カードの盗難に気づいてからすみやかに当行または当行所定の連絡先への通知が行われていること。</p> <p>(2)(3)略</p> <p>((5)(6)略)</p> <p>(7)(本文は不変)</p> <p>①略</p> <p>②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随してカードが盗取された場合。</p>	<p>第7条の2(キャッシング不正利用時の補償等)</p> <p>((1)略)</p> <p>(2) 本条項は、当行および提携先の現金自動支払機における<u>本件カード</u>および届出の暗証番号を操作する方法によるキャッシングを対象とし、その他の方法によるキャッシングには適用されません。</p> <p>(3) 偽造または変造カードによるキャッシングについては、契約者の故意による場合、または当該キャッシングについて当行が善意かつ無過失であって、契約者に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、<u>本件カード</u>および暗証番号の管理状況、被害状況、捜査機関への通知状況等について、当行の調査に協力するものとします。</p> <p>(4) <u>本件カード</u>を盗取され、当該カードによりなされた不正なキャッシングについては、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当行に対して当該キャッシングの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)の補てんを請求することができます。</p> <p>①<u>本件カード</u>の盗難に気づいてからすみやかに当行または当行所定の連絡先への通知が行われていること。</p> <p>(2)(3)略</p> <p>((5)(6)略)</p> <p>(7)(本文は不変)</p> <p>①略</p> <p>②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随して<u>本件カード</u>が盗取された場合。</p>

